別表十一(一)
「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

記載要領はこちら

法第52条第1項第3号《貸倒引当金》に掲げる法人(同条第5項の規定を適用する場合にあっては、適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同号に掲げる法人に該当するもの)が有する金銭債権のうち令第96条第9項各号《貸倒引当金勘定への繰入限度額》に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金銭債権以外のもの及び法人との間に完全支配関係がある他の法人に対する金銭債権は、貸倒引当金の繰入対象となりませんので、ご注意ください。
普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなる場合のその普通法人又は協同組合等のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、法第52条第1項の規定は適用されませんのでご注意ください。

中小企業者の判定等フローはこちら

「住所又は所在地1」及び「氏名又は名称2」
債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記載します。
この場合において、その債務者が令第96条第1項第4号《貸倒引当金勘定への繰入限度額》に規定する外国の政府、中央銀行又は地方公共団体である場合には、「2」の括弧の中にその別を記載します。
なお、法人の有する金銭債権(債券に表示されるべきものを除きます。以下この別表及び別表十一(一の二)の留意点において同じです。)が法第52条第1項《貸倒引当金》に規定する「その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれるもの」であるかどうかは、当該金銭債権に係る債務者ごとに判定します。

「個別評価の事由3」
「令第96条第1項第　号　該当」の空欄には、個別評価の事由が令第96条第1項各号《貸倒引当金勘定への繰入限度額》のいずれに該当するかを記載します。

債務者	住所又は所在地	1				計
	氏名又は名称(外国政府等の別)	2	()	()	()	()
個別評価の事由		3	令第96条第1項第　号該当	令第96条第1項第　号該当	令第96条第1項第　号該当	令第96条第1項第　号該当
同上の発生時期		4	・　・	・　・	・　・	・　・
当期繰入額		5	円	円	円	円

「当期繰入額5」
当期において損金経理により個別評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定へ繰り入れた金額を記載します。
この金額には、貸倒引当金として繰り入れたもののほか、会社計算規則第5条第4項《資産の評価》に規定する取立不能見込額として金銭債権の額から控除する方法で表示した金額又は金銭債権の額を直接減額して財務諸表の注記等による方法で表示した金額のうち、総勘定元帳等において個別評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定に繰り入れたものであることが明らかにされている金額を含みます。

【チェックポイント】
貸倒引当金の損金算入制度は、中小企業者等、銀行又は保険会社を含む一定の金融業を営む法人等のみが適用を受けることができます。
なお、中小企業者等の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P4)をご参照ください。

別表十一(一)
「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

「個別評価金銭債権の額6」
繰入限度額の基礎となる金額として法第52条第1項《貸倒引当金》に規定する個別評価金銭債権の額を記載します。

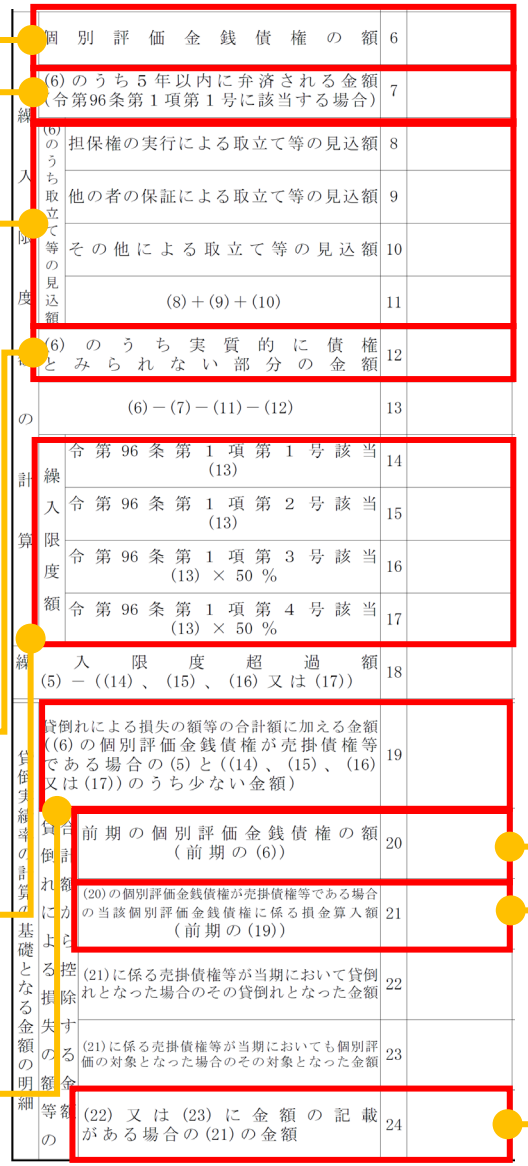
「(6)のうち5年以内に弁済される金額7」
「6」の個別評価金銭債権が令第96条第1項第1号《貸倒引当金勘定への繰入限度額》に該当する場合に、その該当することとなった事業年度終了の日の翌日から5年を経過する日までに弁済されることとなっている金額を記載します。

「(6)のうち取立て等の見込額」の各欄
担保権の実行、金融機関又は保証機関による保証債務の履行その他により取立て又は弁済の見込みがあると認められる部分の金額を記載します。
担保権の実行、保証債務の履行その他により取立て又は弁済の見込みがあると認められる部分の金額がある場合には、その金額を明らかにする書類の保存が必要です。

「(6)のうち実質的に債権とみられない部分の金額12」
債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額を記載します。

「繰入限度額」の各欄
個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れを行う場合には、令第96条第1項各号《貸倒引当金勘定への繰入限度額》に規定する事由が生じていることを証する書類その他の関係書類の保存が必要です。

「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額19」
「計」の金額は、当期又は翌期以後の別表十一(一の二)の「11」に記載する金額の基礎となります。



繰入限度額の計算	個別評価金銭債権の額		6
	(6)のうち5年以内に弁済される金額(令第96条第1項第1号に該当する場合)		7
	(6)のうち取立て等の見込額	担保権の実行による取立て等の見込額	8
		他の者の保証による取立て等の見込額	9
		その他による取立て等の見込額	10
		(8)+(9)+(10)	11
	(6)のうち実質的に債権とみられない部分の金額		12
	(6)−(7)−(11)−(12)		13
	繰入限度額	令第96条第1項第1号該当(13)	14
		令第96条第1項第2号該当(13)	15
		令第96条第1項第3号該当(13)×50%	16
		令第96条第1項第4号該当(13)×50%	17
	入限度超過額	(5)−((14)、(15)、(16)又は(17))	18
貸倒れによる損失の額等の合計額の基礎となる金額の明細	貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額	((6)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の(5)と((14)、(15)、(16)又は(17))のうち少ない金額)	19
	貸倒れによる損失の額等の合計額から控除する金額	前期の個別評価金銭債権の額(前期の(6))	20
		(20)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額(前期の(19))	21
		(21)に係る売掛債権等が当期において貸倒れとなった場合のその貸倒れとなった金額	22
		(21)に係る売掛債権等が当期においても個別評価の対象となった場合のその対象となった金額	23
		(22)又は(23)に金額の記載がある場合の(21)の金額	24

「前期の個別評価金銭債権の額(前期の(6))20」
次の金額を記載します。
(1) 前事業年度の「6」の金額
(2) 適格合併又は適格現物分配(残余財産の全部の分配に限ります。)により個別評価金銭債権の移転があった場合のその被合併法人又は現物分配法人のその適格合併の日の前日又はその残余財産の確定の日の属する事業年度の「6」の金額
(3) 適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(残余財産の全部の分配を除きます。)をいいます。以下この別表の留意点において同じです。)により個別評価金銭債権の移転があった場合のその分割法人、現物出資法人又は現物分配法人のその適格分割等の日の属する事業年度の「6」の金額

「(20)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額(前期の(19))21」
「20」の金銭債権が令第96条第6項第2号イ《貸倒引当金勘定への繰入限度額》に規定する売掛債権等である場合に、次の金額を記載します。
(1) 前事業年度の「19」の金額
(2) 適格合併又は適格現物分配(残余財産の全部の分配に限ります。)により個別評価金銭債権の移転があった場合のその被合併法人又は現物分配法人のその適格合併の日の前日又はその残余財産の確定の日の属する事業年度の「19」の金額
(3) 適格分割等により個別評価金銭債権の移転があった場合のその分割法人、現物出資法人又は現物分配法人のその適格分割等の日の属する事業年度の「19」の金額

「(22)又は(23)に金額の記載がある場合の(21)の金額24」
「22」又は「23」に金額の記載がある場合の「21」の金額を記載し、「計」には債務者ごとの「24」の金額の合計額を記載します。
「計」の金額は、翌期以後の別表十一(一の二)の「12」に記載する金額の基礎となります。